

震災Q&A(東京三弁護士会多摩支部)ダイジェスト版

※なお、より詳しいご相談は→→→立川法律相談センター(東京都立川市曙町2-37-7コアシティ立川12階)
弁護士の無料法律相談! 毎週水・土実施!

予約受付: **042-548-7790** (予約受付は平日10~17時)

●ローン・保険

Q 当面のお金がありません。どこか融資してくれるところはありませんか。

A 生活福祉資金の貸付(緊急小口貸付)の制度があります。原則として10万円まで借りられ、市町村の社会福祉協議会が窓口となっています。

Q 被災して住宅ローンが支払えなくなりました。どうしたらよいですか。

A 住宅金融支援機構からの借入は、被災の状況によって、1~5年の支払猶予を受けられる可能性があります。(災害専用ダイヤル0120-080-353 受付9時~17時、かからないときは048-615-0420)

銀行、信用金庫、信用組合なども支払猶予に関して相談窓口を設けているところが多いので、相談してみてください。

しかし、支払猶予はけっきょく、支払う時期が繰り延べられるだけで、ローンの支払額は変わりません。被災とその後の生活の状況などを冷静に判断してみると、従来通りの返済がそもそも難しくなってしまうケースもあるかもしれません。

弁護士に債務整理(任意整理・個人再生・自己破産)を依頼するのが妥当な場合もあります。そのような場合 ↗

には、各都道府県には弁護士会や法テラスの相談窓口があり、基本的に無料ですので、相談してみてください。

Q いろいろ保険に入っていたが、内容やどの保険会社かも分からなくなっていました。

A (社)日本損害保険協会の「地震契約保険会社照会センター」

(0120-501331 9~17時、平日、祝日)

(社)生命保険協会の「災害地域生保契約照会センター」

(0120-001731 9~17時、土日祝を除く)

に問い合わせできます。

Q 生命保険の被保険者が行方不明中で、死亡届出が受理されていません。いつまでも保険金はもらえないのでしょうか。

A 民法の失踪宣告制度によれば、通常失踪は7年、危機失踪でも1年の失踪期間を要します。

しかし、今回の震災に関し、法務省は、遺体が発見されていない場合でも、届出人の申述書などの書類(法務省のサイトでダウンロードできます。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00026.html)

を提出することにより、死亡届を受理するとしています。

●労働、雇用

Q 今回の震災の雇用保険・失業給付の特例措置について教えてください。

今回の震災では、雇用保険失業給付の特例措置が実施されています。これは、事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ賃金を受けることができない状態にある労働者について、実際に退職していなくても雇用保険の失業給付(基本手当)を受給できる、というものです。

この場合には、ハローワークに、会社(事業主)の休業証明書を提出することや、休業票を持参する必要が ↗

あります。

このような休業票が入手できない場合でもハローワークに相談して下さい。居住地のハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークでも手続きできます。

また、この雇用保険の失業給付をもらうには、雇用保険期間が6か月以上あることなどの要件が必要となります。

ただし、特例措置の適用を受けると、後に事業が再開されて復職しても、雇用保険の掛け金日数をゼロから始めることとなりますので、注意が必要となります。

Q 事業主が保険料を支払っていませんでしたが、失業給付は受給できますか。

はい、受給することはできます。

まず、雇用保険は、原則として強制加入であり(雇用保険法5条)、正社員・アルバイトを問わず、加入が義務付けられています。保険関係は、雇用保険の適用事業であれば(つまり、少数の例外にあたらない限り)自動的に成立しており、事業主が保険料を支払っていなかったとしても、労働者は保険給付を受けることができます。

また、事業主が雇用保険の保険料の負担を嫌うなどして、労働者を雇用保険に加入させていなかったとしても、2年間までは遡って加入できます(事業主は2年間遡って保険料を支払います。)。諦めずに、ハローワークに相談してください。

Q 勤務先が休業していますが、休業中の給料は支払われますか。

労使の双方の責任なく会社が休業した場合は、労働者は賃金を請求できないのが原則です(民法536条1項)。もっとも、労働契約や労働協約、就業規則等に、災害による休業の場合でも支払う趣旨の定めがある場合は、会社は賃金を支払う義務があり、これを一方的に変更することは労働条件の不利益変更にあたり許されません。

なお、賃金が支払われない場合でも、労働基準法第26条は、「使用者の責に帰すべき事由による休業」の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当(平均賃金の6割以上)を支払わなければならないと規定しています。ただし、天災事変等の不可抗力の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払義務はありません。

ここでいう不可抗力とは、(1)その原因が事業の外部より発生した事故であること、(2)事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であることの2つの要件を満たすものでなければなりません。

原発の避難対象区域は、法令上の避難を命じられている場合ですから、事業主にとっては不可抗力となります。したがって、労基法26条の休業手当を支払わなくとも労基法違反とはなりません。

もっとも、このような避難地域の指定は、法令上の措置ですから事業所が災害を受けた場合と同じく、雇用保険失業給付の特例措置を受けることができます。

Q 勤務先から先日解雇されました。解雇に納得がいきませんがどうしたらよいですか。

解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものととして無効とされます(労働契約法16条)。

質問の解雇は整理解雇(人員削減のための解雇)の1つと考えられます。整理解雇については、①人員削減の必要性(業績の悪化等)、②人員削減の手段として整理解雇を選択することの必要性(配転、出向、一時帰休、希望退職の募集等他の手段により解雇回避の努力を果たしているか)、③被解雇者の選定の妥当性(客観的に合理的基準を公正に適用して被解雇者を選定しているか)、④手続の妥当性(労働組合・労働者と十分に話し合い、説明をしたか)を満たしているか検討し、総合的にその有効性が判断されます。震災を理由とする解雇であっても、上記4要件を満たしているか十分に検討の上、実施すべきです。

不当な解雇に対しては、労基署によるあっせんや、賃金仮払い仮処分のうえで、訴訟等で解雇無効を争う方法等があります。解雇理由を明確にするため、解雇理由の証明書の交付を求めておきましょう。

●生活保護

Q 被災地から避難した場合、生活保護の申請はどこですればよいですか？

現在、避難している自治体で生活保護の申請をすることができます。(住民票が、被災地のご自宅に残ったままであっても関係ありません。)

Q 生活保護の申請をしたいと考えていますが、生活保護の申請はどのような手続なのでしょう？

生活保護の申請をする場合は、まず、居住地にある福祉事務所(生活福祉課・生活保護課などの名称が付けられています。)に行ってください。申請に行く際は、用意ができれば、通帳、直近の給与明細、健康保険証・介護保険証、賃貸借契約書などを持参した方がよいでしょう。

福祉事務所の窓口に着いたら、窓口の人に、「生活保護の申請に来た」ことをきちんと伝えて下さい。

その後、相談室で相談をし、申請書類を記載して提出すれば申請は終わりです。

Q 被災地から避難をして、友人宅に身を寄せています。ここを出てアパートに入居するための費用を、生活保護から出してもらえますか？

生活保護では、「転居に際し、敷金等を必要とする場合」には、敷金・礼金・仲介手数料・保証料・火災保険料及び前家賃を支給することができることになっています。その金額は、東京都(1・2級地)の場合、6人以下世帯なら69,800円の4倍である279,200円までです。

また、新たに家具什器をそろえる必要があると思いますが、それらについても生活保護から支給を受けることができます。

Q 被災地から自動車に乗って避難してきました。自動車の保有をしたままでも生活保護を受給することはできるのでしょうか？

自動車の保有について、申請をした自治体と交渉をする余地はあると考えます。また、仮に申請前に福祉事務所と自動車の保有で折り合えなかったとしても、まず申請をし、保護申請が通った後に、自動車の処分を求める指導・指示について審査請求で争うという方法もあります。

Q 義援金や支援金、東京電力からの賠償金を受け取った場合、生活保護ではこれらのお金はどのような扱いになりますか？

義援金、災害弔慰金、補償金、見舞金等については、「当該保護世帯の自立更生のために当てられる額」を収入認定から除外し、それを超える額だけを収入として扱うことになっています。

このような収入認定から除外される扱いを受けるためには、その金銭を自立助長のためにどう使用するかを記載する「自立更生計画」を作成し、福祉事務所に提出することが必要です。

●行政

Q リ災証明書と被災証明書はどう違うのですか？

A リ災証明というのは、市町村が被災した方の申し出を受けて、家屋の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づいて発行する証明書です。

そのため、リ災証明書は、家屋の被害状況を証明するものです。家屋の被害の程度によって、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊に分けられます。事業者の方もリ災証明書の交付を受けることができます。公的給付を受けるときに必要なので、まだ交付を受けていない方は交付を受けるようにしてください。

一方、被災証明書は、家屋ではなく、土地や塀、門、家の中の家具や備品などに被害があったことを証明するものです。地震の被害を受けた(被災場所・被災物件など)という証明なので、リ災証明書のように全壊や半壊などに分けられません。損害保険会社への申告や、銀行から融資を受ける場合などに必要になりますので、こちらも取得しておいた方が良いでしょう。

Q 被害認定の認定結果に納得がいきません。どのようにして不服を申し立てればよいですか。

A 市町村による住家に係る被害認定は、事実状態を判定するものにすぎず、明確な法的根拠に基づくものではありません。そのため、被害認定は行政処分ではなく、審査請求等の手続きに及ぶことができません。司法上の手続によって判断を求めることもできず、不服申し立ての方法について手続きが法律で定められているものでもありません。

地震による住家被害の調査は、第1次的には外観目視によるのが一般です。そのため、外観から調査可

Q 避難先の福祉事務所に生活保護の申請に行ったのですが、申請を受け付けてもらえませんでした。一体どうしたらよいのでしょうか？

そもそも、生活保護法上、申請権は保証されていますから、申請したいという意思を持っている方の申請を受理しないという扱いは違法なものです。

そのような違法な対応をされた場合、弁護士などの法律家が同行をすることが有効です。

弁護士に依頼する場合、費用について不安だと思いますが、その弁護士さんに日弁連の委託法律援助を申し込んでもらえば、あなた自身は費用の負担をする必要はありません。

可能な部分の調査を行うにすぎません。必ずしも住家の損壊状態を的確に把握したものになっておらず、認定結果に納得がいかないケースが生じます。

そのような場合には、市町村の窓口で不服を申し立てることになります。

そこで、第2次調査が行われることになります。第2次調査では外観目視調査に加えて、内部立ち入り調査が行われます。そのため、損害規準の判定はここで大きく変わってくる可能性があります。

第2次調査が行われても、認定の結果に納得できないケースも少なくありません。そのような場合には、市町村の窓口で不服内容の相談をします。ここで、当該被害認定に至った理由が説明され、被災者は、不服の内容を説明します。この相談を受けて、必要に応じてさらに再調査をすることになります。

このように数度の調査を経て、被害認定の見直しが検討されます。再調査が十分なものとなるかどうかのポイントになるため、充実した調査が実施できるよう、被災者としては、資料を用意して、住家の損壊箇所と程度を的確に説明できるようにすることが重要です。必要に応じて建築士などの専門家の助力を得ることも有効です。

Q 国の災害支援の制度にはどのようなものがありますか？

国が用意している支援制度は主なもので以下のようなものがあります。

〈当面の生活資金や生活再建の資金が必要〉

- ・被災者生活再建支援制度
- ・災害援護資金
- ・生活福祉資金制度による貸付
- ・母子寡婦福祉資金貸付金
- ・厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付
- ・恩給担保貸付

〈一時的な離職時の生活を支援してほしい〉

- ・雇用保険の失業等給付

〈就職活動を支援してほしい〉

- ・職業転換給付金(広域求職活動費、移転費、訓

- ・練手当)の支給
(住まいを補修したい)
 - ・災害復興住宅融資(補修)
 - ・生活福祉資金制度による貸付
 - ・母子寡婦福祉資金の住宅資金
 - ・災害援護資金
 - ・既設公営住宅の復旧

- ・被災者生活再建支援制度
(公営賃貸住宅に移転したい)
 - ・公営住宅への入居
 - ・特定優良賃貸住宅等への入居
- 以上の他にも様々な支援制度があります。要件や内容などについては、下記ページをご覧ください。
- <http://www.bousai.go.jp/fukkou/kakusyuseido.pdf>

● 原発

Q 屋内待避や避難指示は、いつまで続くのでしょうか。

原子力安全委員会の指標によれば、予測線量(防護活動又は復旧対策をとらない場合に予測される線量のことをいいます)が10~50マイクロシーベルトであれば、「住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。」、予測線量が50マイクロシーベルト以上であれば、「住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。」とされており、この指標に従い、屋内退避や避難指示がなされています。

そして、原子力災害対策特別措置法15条4項によれば、内閣総理大臣は、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、原子力安全委員会の意見を聴いて、原子力緊急事態の解除宣言を行うこととなっており、この点について、政府は、原子力緊急事態宣言の解除時期を「原子炉の冷温停止時」との見通しを示しています。

なお、東京電力の事故収束に向けた工程表によりますと、事故から「6~9カ月後」(平成23年10月~平成24年1月)が冷温停止の目標とされています。

Q 原子力災害に対する損害賠償について教えてください。

原子力の開発利用に当たっては安全確保を図ることが大前提ですが、万一の場合の原子力事故による被害者の救済等を目的として、原賠法に基づく原子力損害賠償制度が設けられています。

この点、同法によれば、3条1項但書において、「その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは」、原子力事業者の損害賠償義務が免責されると規定されています。しかし、政府は、平成23年4月29日の衆院予算委員会で、今回の原子力災害においては、東京電力に賠償金を支払う責任があると明言し、同条項但書の適用を否定しています。

従って、被害者は、今後、東京電力に対して、損害賠償請求を行っていくこととなります。その方法としては、まず東京電力に対し、「被害申出書」を提出し、その後、被害額の算定の確認書類を含む「被害明細書」を提出することとなります。そのため、可能な限り、実際に支出したことを証明する領収書等を保管しておくべきといえます。なお、手続の詳細は、文部科学省のホームページをご覧ください。

また、被害額等について疑義がある場合には、協議を行い、協議により和解できなければ、訴訟により請求

していくことが考えられます。

なお、原発事故が起きた場合、原子力損害賠償紛争審査会という組織が、文部科学省に設置されます。同審査会は、被害者への賠償を円滑に進めるために、賠償の対象や範囲についての判定指針を作成したり、原子力事業者と被害者との交渉が難航した場合に、和解を仲介したりする組織で、現在、東京電力が責任を負うべき損害の範囲について、検討しているところです。

Q 食品の出荷制限・摂取制限はどのような基準でなされていますか。

平成23年3月17日、政府は、原子力安全委員会が作成していた「原子力施設等の防災対策について」の中の「飲食物の摂取制限に関する指標」を急遽採用して暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条2号の「有害な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの」として、食用に供されることがないよう、販売その他について十分処置されたいと各自治体に通知しました。

これにより、食品の出荷制限や摂取制限がなされています。

暫定規制値は、放射性ヨウ素ならば、飲料水、牛乳・乳製品で300ベクレル、根菜、芋類を除く野菜類で2000ベクレル、放射性セシウムならば、飲料水、牛乳・乳製品で200ベクレル、野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他で500ベクレル、乳児用の牛乳・乳製品で100ベクレルです。なお、1ベクレルとは、原子核が1秒間に1個の崩壊を起こす場合をいいます。

Q 放射性物質に汚染された校庭が心配です。

放射性物質に汚染された学校などの土壌については、表層土を約5センチ剥離し数十センチの深さに埋めることで、放射線量を効果的に低減できることが実地調査で分かっています。

そこで、政府は、現在、福島県内の小中学校などの校庭で毎時1マイクロシーベルト以上の放射線量が測定された場合、表土を除去する工事費用を国が補助することとしています。

なお、政府は、当初、校庭の利用制限の基準を毎時3.8マイクロシーベルト、年換算で20ミリシーベルトと通知しました。しかし、地表の線量が毎時2.3マイクロシーベルトだった園庭に、深さ50センチの穴を掘り、深さ10センチまでの表層土を底部に置いて埋め戻したところ、線量が10分の1以下の同0.2マイクロシーベルトに減少するなど、毎時3.8マイクロシーベルト未満の土壌でも効果的な低減が認められました。そこで、政府は、児童生徒が学校内で受ける線量に関して「年間1ミリシーベルト以下を目指す」との目標を明示し、上記のような補助制度を設けました。